平成２４年（フ）第２０６９号
東京都北区滝野川３丁目68―７―504
債務者　高木一二美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０７０号
東京都中野区白鷺３丁目27―４
債務者　高木　秀道
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０７３号
埼玉県さいたま市中央区本町東３丁目４―８―202
債務者　阿部　　登
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０７９号
千葉県市原市椎津318
債務者　布施　重文
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０８１号
東京都北区赤羽北１丁目11―10
債務者　高東彩こと　玄　　雅代
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０８４号
東京都練馬区高野台２丁目10―３―201
債務者　金子　長弘
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０８６号
東京都葛飾区西亀有２丁目21―３―104
債務者　宮原　　潔
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０８８号
東京都江戸川区本一色１丁目26―10―202
債務者　橋本　和之
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０８９号
埼玉県さいたま市南区曲本２丁目15―７―302
債務者　早田希富美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６号
岡山市南区万倍121番地６
債務者　森﨑眞理子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
静岡県藤枝市下当間257番地の５
債務者　鈴木　　了
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８２号
東京都武蔵村山市大南１丁目159番地の３第一マンション203号
債務者　浜崎　真也
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１２号
東京都東村山市栄町２丁目27番地49　ＨＯＵＳＥ　ＫＩＴＡＲＯ201
債務者　山錦　明人
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
静岡市清水区三保1607番地の14
債務者　伏見ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１号
静岡市駿河区国吉田４丁目28番13号、旧住所静岡市駿河区下川原５丁目15番２号
債務者　山下　順也
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部